

＜母子家庭等対策総合支援事業＞ 令和7年度概算要求額 197億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

- 地域こどもの生活支援強化事業**（補助基準額：最大8,502千円）
 - ※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円
 - ア 食事（こども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業
（補助基準額：3,070千円）
 - ※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】
（補助基準額：1,000千円）
 - イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）
（補助基準額：1,520千円）
 - ②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）
（補助基準額：300千円）
 - ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業
（補助基準額：2,912千円）
 - エ その他上記に類する事業
 - ※ ア～エを組み合わせ実施（イは①又は②いずれかのみ）
- 要支援児童等支援強化事業【加算措置】**（補助基準額：2,563千円）
 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・立上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・地域人材（ボランティア、民生・児童委員等）の活用

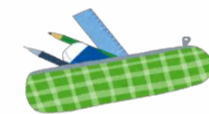
食事の提供



体験の提供



こども用品の提供



発見

連携

市区町村



こども家庭センター

学校・教育委員会

市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

支援が必要なこども

要保護児童対策地域協議会

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村 【補助率】 国：2／3、都道府県・市区町村：1／3

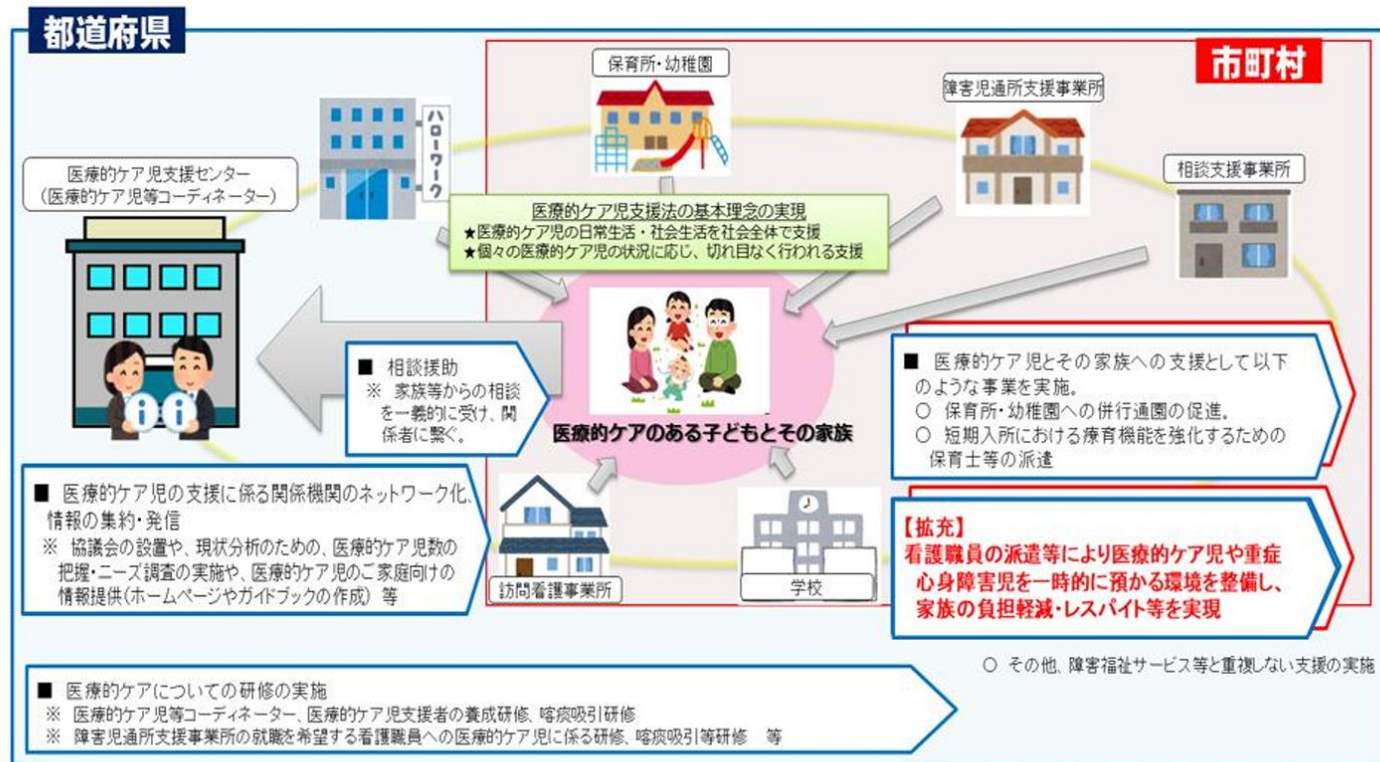
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

事業の概要

- 「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援、医療的ケア児を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



実施主体等

【実施主体】	都道府県・市町村	※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県のみ
【負担割合】	国 1/2、都道府県 1/2 又は市町村 1/2	
【補助基準額】	医療的ケア児等コーディネーターを配置する場合	1 都道府県当たり 8,625千円（2人目以降、1人につき5,044千円を加算）
	医療的ケア児等コーディネーターを配置しない場合	1 自治体当たり 5,141千円
	一時預かり	1人当たり180千円
	環境整備	1自治体当たり 500千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

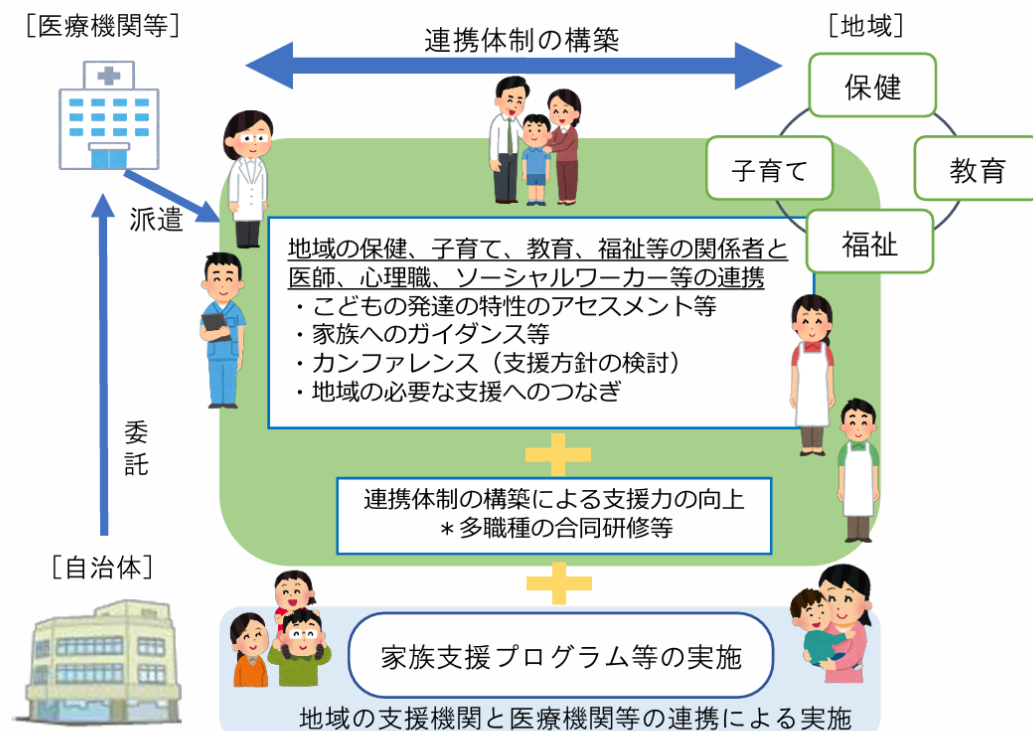
- 近年のこどもの発達の特性の認知の社会的広がりにより、幼少期の間に発達支援につながるようになってきた一方で、こどもの発達の特性への対応を専門とする医師の不足等が要因となり、発達障害の診断等を行う医療機関の初診までに数カ月も待たされる中で、スムーズに支援につながらないという実情がある。そこで、地域の保健、子育て、教育、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、こどもの発達相談と家族支援の機能を強化することで、こどもや家族の支援ニーズに適切な時期に対応できる体制整備を進める。

事業の概要

- 発達に特性のあるこどもと家族に対し、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と、こどもの発達特性への対応の専門性を有し、地域の社会資源等を把握している医療機関の医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもと家族が相談しやすい場所において、こどもの発達相談を実施するとともに、アセスメントやカンファレンス等を行い、必要な発達支援や家族支援につなぐ等の取組を行う。
また、多職種によるカンファレンス・研修等を通じて、地域の関係者の支援力の向上や関係機関が連携した家族支援プログラム等を実施する。

【医師、心理職、ソーシャルワーカー等の役割】

- こどもの発達の特性のアセスメントや家族へのガイダンス等を実施し、医療受診の必要性やその時期について見立てを行う。
- こどもと家族への日常的な支援に携わる担当保健師、保育士等、障害児通所事業所の関係者等とのカンファレンスを実施することを通して、こどもの発達特性の見立てを共有し、市区町村の社会資源に応じて、どこで、どのような支援を行うのかを共有し、日々の支援力の向上（多角的な視点での見立てや支援）を図る。
- 家族へのこどもの発達特性の理解や子育て支援が必要な場合は、市区町村もしくは圏域単位で家族支援プログラム等を実施する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所政令市

【負担割合】 国 1 / 2, 都道府県等 1 / 2

【補助基準額】 1 都道府県当たり	8,500千円
1 指定都市当たり	7,700千円
1 中核市・特別区又は保健所政令市当たり	4,500千円

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 令和6年法律第69号)

趣旨		児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が 教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じる ことを義務付けるなどする。
対象事業者		学校設置者等（第2条第3項）：学校、児童福祉施設等この法律で義務対象となる事業者 民間教育保育等事業者（第2条第5項）：学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等この法律で認定対象となる事業者
対象事業者の責務等		学校設置者等及び民間教育保育等事業者（第3条第1項） ・教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努める ・児童対象性暴力等の被害児童等を適切に保護する 国（第3条第2項） ・学校設置者等及び民間教育保育等事業者がその責務を確実に果たすことができるようにするため、必要な情報の提供、制度の整備等の施策を実施
対象事業者に求められる措置等	安全確保措置	初犯対策 (1) こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置 ・教員等の研修（第8条等） ・危険の早期把握のための児童等との面談等（第5条第1項等） ・児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）（第5条第2項等） (2) 被害が疑われる場合の措置 ・調査（第7条第1項等） ・被害児童の保護（第7条第2項等）
		再犯対策 (3) 対象となる性犯罪前科の有無の確認（第4条等） ※ 現職者も3年以内確認（第4条第3項等） ※ 5年後（確認日の翌日から5年が経過した日が属する年度末まで）に確認（同条第4項等） ・特定性犯罪前科の有無は、次の通りの期間のものを記載する。 ㉠ 拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年 ㉡ 拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定日から10年 ㉢ 罰金：刑の執行終了等から10年
	情報管理措置等	防止措置の義務 ・性犯罪前科の有無の確認の結果、面談等、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置（教育、保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。（第6条等） ※ 性犯罪前科有りのときは、児童対象性暴力等が行われるおそれありとして、防止措置は必須。詳細は、ガイドラインでお示しする予定 ○ 犯罪事実確認書等の適切な管理（第11条、第14条） ○ 利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止（第12条） ○ 犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告（第13条） ○ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去（第38条） ○ 情報の秘密保持義務（第39条）
指導・監督		安全確保措置の指導・監督 ・学校設置者等：各所管法令に基づき、所管庁が監督 ・認定事業者：国（こども家庭庁）が直接監督 （定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表、等） 情報管理措置等の実施状況の指導・監督 ・国（こども家庭庁）が直接監督 （定期報告、報告徴収及び立入検査、公表、命令、等）

対象事業の範囲の考え方

こどもの未熟さ等に乗じた性犯罪を防ぐため、事業の性質が、次の要件を満たすものを対象範囲として検討。

- ① 支配性 （こどもを指導するなどし、非対称の力関係があるなかで支配的・優越的立場に立つこと）
- ② 継続性 （時間単位のものを含めてこどもと生活を共にするなどして、こどもに対して継続的に密接な人間関係を持つこと）
- ③ 閉鎖性 （親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をするものであり、他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること）

対象事業の例

学校設置者等

【義務】

対象となる事業者の範囲が明確であり、問題が生じた場合の監督や制裁の仕組みが整っている施設・事業

- 学校教育法上の設置・認可の対象となっているもの
 - ・ 学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
 - ・ 専修学校（高等課程）
- 認定こども園法又は児童福祉法上の認可等の対象となっているもの
 - ・ 認定こども園
 - ・ 児童福祉施設（保育所、指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
 - ・ 児童相談所（一時保護施設を含む）
 - ・ 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）
 - ・ 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）
 - ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

民間教育保育等事業者

【認定】

各種学校等、児童福祉法上の届出事業や、現在全く業規制がない分野であって行政が事前に事業の範囲を把握しきれないもの等については、認定制度（義務の対象となる事業者が講ずべき措置と同等の措置を実施する体制が確保されているものとして認定）を設けてその対象とする

- 学校教育法に規定される専修学校（一般課程。簿記学校、製菓学校等）及び各種学校（准看護学校、助産師学校、インターナショナルスクール等）
 - 学校教育法以外の法律に基づき学校教育に類する教育を行う事業（高等学校の課程に類する教育を行うもの。公共職業訓練中卒者向けコース等を想定）
 - 児童福祉法上の届出の対象となっているもの等
 - ・ 放課後児童クラブ等
 - ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業 ・ 子育て短期支援事業
 - ・ 認可外保育施設
 - ・ 児童自立生活援助事業 ・ 小規模住居型児童養育事業
 - ・ 妊娠婦等生活援助事業 ・ 児童育成支援拠点事業 ・ 意見表明等支援事業
 - 障害者総合支援法上に規定されるもの（障害児を対象とするもの）
 - ・ 居宅介護事業 ・ 同行援護事業 ・ 行動援護事業
 - ・ 短期入所事業 ・ 重度障害者等包括支援事業
 - 民間教育事業（児童に技芸又は知識の教授を行うもの。一定の要件を設定（※））
 - ・ 学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール 等
- ※ 「対面指導」「習得するための標準期間が6か月以上」「事業者が用意する場所」「技芸又は知識の教授を行う者が政令で定める人数以上」を検討。

認定の表示・利用促進等

- ・ 認定を受けた事業者であることが利用者に分かるよう、**国が公表。事業者は認定を受けた旨を表示可能。**

※そのほか、利用者に対して認定事業者の**公表・表示について十分に周知**するとともに、所管省庁等が連携して**事業者による認定の取得を促進**。

対象「業務」の範囲等

対象業務の範囲の考え方

- こどもの未熟さ等に乗じた性犯罪を防ぐため、業務の性質が、**以下の要件を満たすものを対象範囲**として検討。その判断に当たっては、**こどもから見て当該業務が支配的・優越的であるかという観点も重視**する。
 - ①支配性（こどもを指導するなどし、非対称の力関係があるなかで支配的・優越的立場に立つこと）
 - ②継続性（時間単位のものを含めてこどもと生活を共にするなどして、こどもに対して継続的に密接な人間関係を持つこと）
 - ③閉鎖性（親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をするものであり、他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること）
- 派遣や委託関係にあるものであるかや、当該業務を有償・無償のいずれで行っているかにとらわれることなく、その実態に即して判断**する方向で検討。

対象事業の例

教員等 【義務】

現在事業所管法令（法律、府省令等）に規定があるもの

- ・ 校長、園長、教諭、養護教諭
- ・ 寄宿舎指導員
- ・ 施設の長
- ・ 保育士
- ・ 児童指導員
- ・ 児童福祉司
- ・ 心理療法担当職員 等

現在上記のような規定がないもの

上記①～③の要件を満たすものであれば、現在規定がない業務であっても、実務を踏まえつつこどもと接する状態等に応じて対象に含めるよう各事業所管法令を整備する方向で検討。

教育保育等従事者 【認定】

- ・ 放課後児童支援員
- ・ 家庭的保育者
- ・ 子育て支援員
- ・ 塾講師
- ・ スイミングクラブ指導員
- ・ ダンススクール講師 等

※ 認定の申請時に、従事者の業務の詳細を説明する資料を提出させ、対象業務に該当することを確認する（対象業務に該当するかどうかの基準はガイドライン等で示すことを想定）

性犯罪歴の確認事務フロー（現時点でのイメージ）

犯罪事実確認書交付フロー 1（犯歴なしの場合）

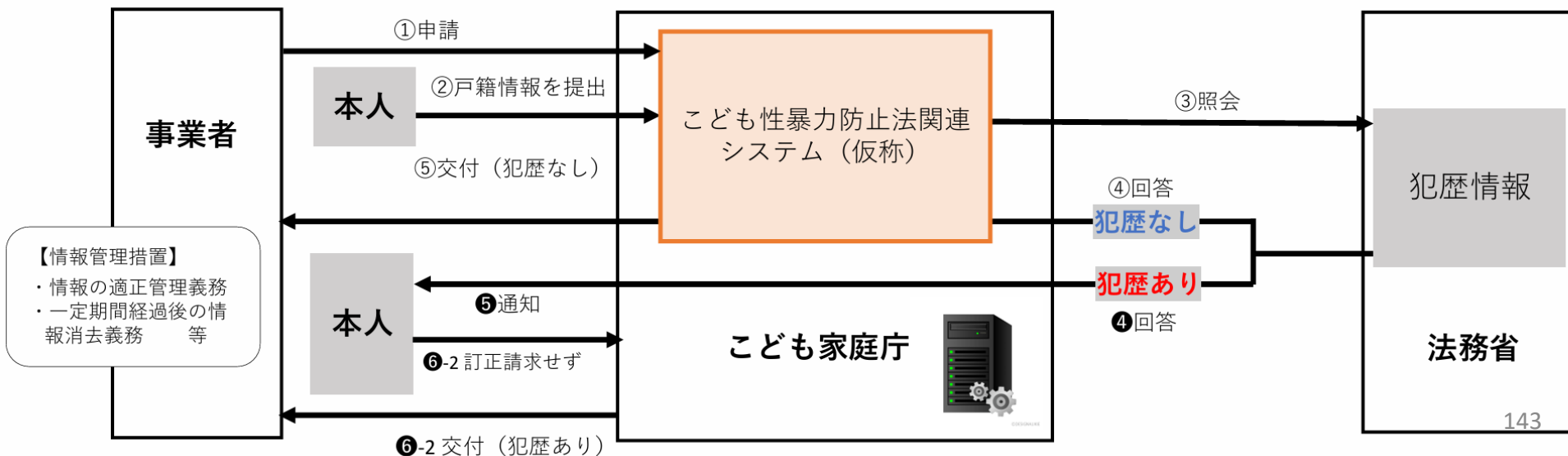
- 性犯罪歴確認の申請は対象事業者が行うこととするが、申請には本人（従事予定者）が関与することとする。
- その上で、対象事業者に対して、情報の適正管理義務や、一定期間経過後の情報消去義務を課す（情報の不正目的提供等について、罰則を設ける）。

- ① 対象事業者がこども家庭庁に申請
- ② 必要書類のうち戸籍情報については、本人から直接こども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁が法務大臣に対し、性犯罪歴照会
- ④ 回答
- ⑤ こども家庭庁が犯罪事実確認書を作成・申請事業者に交付

犯罪事実確認書交付フロー 2（犯歴ありの場合）

- 本人（従事予定者）に回答内容を事前に通知し、本人は訂正請求可能とする。
- 訂正請求期間中に本人が内定等辞退すれば、申請が却下され、手続終了（犯罪事実確認書不交付）。

- ① 対象事業者がこども家庭庁に申請
- ② 必要書類のうち戸籍情報については、本人から直接こども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁が法務大臣に対し、性犯罪歴照会
- ④ 法務大臣はこども家庭庁にシステム外で回答
- ⑤ こども家庭庁は、まず本人に対し、回答内容を事前に通知。本人は、通知内容の訂正を請求可能。訂正請求期間（2週間）は犯罪事実確認書は交付されない。
- ⑥-1 訂正請求期間中に本人が内定辞退等すれば、申請却下（犯罪事実確認書の交付なし）
-2 訂正請求せず2週間が経過すれば、対象の性犯罪歴がある旨の犯罪事実確認書を交付



こども性暴力防止法の施行に向けたスケジュール（イメージ）

	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度	
	前半	後半	前半	後半	前半	後半
進捗管理		★設置	関係府省庁連絡会議・幹事会（施行まで複数回開催し、進捗管理等）			
下位法令・ガイドライン	調査研究 （①事業者取組指針ひな形②情報管理） 関係省庁で論点の検討 ・ 認定 ・ 安全確保措置 ・ 犯罪事実確認 ・ 情報適正管理 ・ 監督 等		有識者検討会で、各論点の更なる具体化 順次下位法令、ガイドライン等に反映		事業者等への周知広報	
執行体制 （認定、犯歴確認、監督）	事務量の精査等	執行体制の検討、事務マニュアル等の整備等			執行体制確立	施行期限（令和8年12月26日）
	システム要件定義・構築等				システム保守・運用	
中長期的なものも含む課題対応	3年後見直しを含め、関係省庁において検討を進め、順次対応					

144

施行期限（令和8年12月26日）

【令和7年度概算要求】
1,994億円+事項要求

【令和6年度予算】
(1,854億円)

【要求内容】

(1) 自立支援策（養育費確保等支援パッケージ等）の強化、相談支援体制の強化等

- ひとり親家庭等に対する自立支援策を当事者のニーズに応じて総合的に実施するため、子育て・生活支援や就業支援、養育費確保等の支援の再編・強化を図るとともに、相談支援体制を強化する。

＜再編後の支援体系と拡充内容＞

◇ひとり親家庭等就業・自立支援事業（就業・自立支援パッケージ）

補助基準額の再構築を行うとともに、自治体の創意工夫による就業・自立支援に資する先駆的な取組を新たに補助メニューに追加する。

◇離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ）

補助基準額の再構築を行うとともに、「親子交流支援」の対象を拡大し、「離婚前後のカウンセリング支援」及び「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」等の相談者の状況やニーズに応じた支援を行う。

◇ひとり親家庭相談支援体制強化事業（相談支援パッケージ）

補助基準額の再構築を行うとともに、同行支援やフォローアップなど伴走型の支援を強化し、自治体の創意工夫による相談支援体制強化に資する先駆的な取組を新たに補助メニューに追加する。

- 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対する住居の借り上げ資金の貸付額の上限について、4万円から7万円に拡充する。
- 修学や疾病等により生活援助や保育等のサービスが必要となるひとり親家庭等への支援について、利用要件を緩和するとともに、支援の強化を図る。
- ひとり親家庭の父又は母の資格取得後のミスマッチによる不就業を防ぐとともに、就業先の職域拡大を図るため、就職・転職の準備段階から就職先の決定、就職後のフォローアップまでの支援を一体的に行うモデル事業を創設する。

(2) こどもの学習支援の強化

- ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対する学習支援の場に、外国にルーツのあるこどもや個別支援が必要なこども等への対応のため、必要に応じて個別支援員を配置するための費用を補助する。

(3) こどもの貧困対策の強化

- 多様な困難を抱えるこども達に対して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設け、支援が必要なこどもの早期発見・早期対応につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。

【令和7年度概算要求】
4,386億円+事項要求

【令和6年度予算】
(3,829億円)

【要求内容】

(1) 家庭養育環境を確保するための里親等委託の推進等

- 「こども未来戦略」に基づく、家庭養育環境を確保するための里親支援センター等による里親等支援や養子縁組支援の強化等の取組について、着実に実施する。
- 里親養育包括支援（フォスタリング）事業について、障害児を養育する里親等に対する支援の強化、市町村連携コーディネーター補助員の加配を行うとともに、共働き里親や共働きの養親候補者等が里親委託等と就業との両立が可能となる取組を支援するためのモデル事業を創設する。
- 養子縁組民間あっせん機関による養子縁組における養親希望者の手数料負担の軽減を図るとともに、補助割合を拡充する。
- 里親や特別養子縁組の潜在的な担い手を里親登録等につなげる広報啓発について、企業における里親制度の認知度を向上させるための拡充を図る。

(2) 社会的養護経験者等や家庭生活に支障が生じている特定妊婦への支援の強化

- 社会的養護経験者同士により身近な関係構築を図るため、社会的養護自立支援拠点事業所を主体とした地域ブロックごとの交流会を実施する。
- 社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図る。
- 妊産婦等生活援助事業所における補助職員の雇上げによる夜間業務等の体制強化を図る。
- 特定妊婦等への理解をより深め、支援が必要な特定妊婦等が安心して生活を行うことができる社会の実現に向けて、妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関が連携し、特定妊婦等への支援についての課題等の把握・共有や、特定妊婦等支援に従事する職員の育成のための全国フォーラムを新たに開催する。

(3) 児童養護施設等における職員の人材確保策の推進や養育機能の向上

- 児童養護施設等における人材の確保・定着のための新たな対応として、人材確保に係る課題分析・解決を担う人事コンサルタントを活用した人材確保の取組を行うモデル事業を創設するとともに、就職相談会や施設見学会の開催費用への補助や、勤務環境の改善や業務改革等に向けた助言等を行うコンサルタントによる巡回支援を実施する。
- 児童家庭支援センターにおいて、こども家庭センターとの連携強化や地域のこども家庭支援の取組を推進するため、地域支援連携担当職員の配置を支援する。
- 児童養護施設等の職員の研修の資質向上のための研修事業の対象に、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所を追加する。

令和7年度概算要求における主な事項（障害児支援関係）

（１）良質な障害児支援の確保

- ・ 障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等）を確保する。

（２）地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進【拡充】

- ・ 加速化プランに基づき、児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの推進のための取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援及び乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を実施する。
- ・ 加速化プランに基づき、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

（３）専門的支援が必要な障害児への支援の強化【拡充】

- ・ 加速化プランに基づき、医療的ケア児等への支援の充実を図るため、「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援、医療的ケア児等を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する。また、「医療的ケア児等支援システム」について、運用・保守を行う。
- ・ 加速化プランに基づき、聴覚障害児への支援の中核機能の整備を図るため、保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修の実施などへの支援を行う。

（４）早期発見・早期支援等の強化【新規】

- ・ 加速化プランに基づき、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、様々な機会を通じたこどもの発達相談や発達支援、家族支援を行い、早期から切れ目なく必要な支援につなげる。

（５）障害児支援分野におけるICT化の推進等【新規】

- ・ 加速化プランに基づき、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を実施する。
- ・ 障害児支援分野における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害児支援事業所等におけるICTの導入を支援する。